

第 8 回有識者会議における構成員からの質問等への回答について

【朝比奈構成員】

妊産婦に対する事業について御説明をいただきましたが、この検討会で参考人として御発言をいただいた、NPO 法人 BOND プロジェクトの方からは、産む選択をした場合は多くの支援があるけれども、中絶することになった場合のフォローなども含めた体制づくりが必要だという御指摘がありまして、その点では、厚労省のほうで今年度本格実施になっている若年被害女性等支援事業などについても幅広く目配りをしながら相互に重なり合って、予期せぬ妊娠をした女性に対するアプローチを検討する必要があるかとっております。

令和 3 年 4 月 28 日付で市町村宛てに通知が出ています。

子ども家庭局母子保健課

母子保健課のほうで所管していない事業ですので、そちらのほうの事業の活用を確認しまして、活用できるようにすればその活用も促していきたいと考えております。

(答)【担当：厚労省】

若年被害女性等支援事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設へのつなぎを含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する事業であり、予期せぬ妊娠をした女性についても、本事業による支援の対象となることを想定しています。

【生越構成員】

SNS が逆に自殺を誘発するツールとしても機能しているところがあるのです。例えば、そのよくある事例というのは、全く見ず知らずの成人と未成年が心中をするという事件が、最近、散見されるのですが、なぜそういう仲になるかという、実は SNS を通じて行われているのです。もちろん、成人同士に関してはそこまで議論する必要はないのかもしれませんが、一方が未成年者の場合で、一方が成年の場合は、やはりこれは成年側に自殺教唆ないし自殺幫助の構成要件に当たってくる、該当するような可能性があると考えるのです。ですから、こういうある種のことに警察なりがどういう態度で臨むのかというのは、非常に政府としてのメッセージが重要になってくるのではないかと思います。その点に関してどういうお考えなのかないしは取組をなされているのか。

私の問題意識は、子供さん、児童とか親側の問題ではないのですよ。要するに、心中をした成人側の問題なのですよ。彼らが今、要するに、恐らく警察がどれだけ捜査をされて立件されようとしているのか全く私は知らないですが、少なくともそういう事件が、報道を見る限り、私が日頃聞いている数に比べるとないように感じるのです。大人がそういう子供を SNS というツールを使って心中に巻き込んでいることに関して、要するに私は、それは先ほどお話ししたとおり、構成要件に該当する可能性があると思いますので、そのことについて子供の自殺を予防するという観点からどのように取り込むのかというのが質問なのです。

(答)【担当：警察庁】

警察庁では、一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報等に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者等に削除を依頼するなどの業務を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を民間委託しています。座間市における事件を受け、平成30年1月から、同センターにおいて「不特定多数の者、又は「死にたい」「自殺したい」等と自殺をほのめかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されている自殺関与の情報や、「一緒に死にませんか」「本気で死にたい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されている自殺の誘引・勧誘情報」(以下「自殺誘引等情報」という。)に係る通報を受理したときは、同センターから直接サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には都道府県警察に通報しています。また、都道府県警察においても、同様の情報を認知したときは、サイト管理者等に削除を依頼するなどの対応を行っています。さらに、30年1月からは、インターネット上の自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を行うサイバーパトロール業務を民間事業者に委託しています。

インターネット上の書き込みについては様々なものと承知していますが、警察では、その中に刑事事件として取り上げるべきものがあれば、具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき適切に対処します。

【生越構成員】

小児科を受診した子供に、小児科医から見て、これはもう心の問題があるなということを感じたときに、例えば、小児科医から精神科にコンサルテーションすると。そういう場合に点数の加算が行われたり、つまり、そういうその連携を促すような何かの仕組みが存在するのかどうか。するとしたらどのようなものなのかというのを教えていただきたい。

(答)【担当：厚労省】

保険医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要を認め、これに対して、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、紹介先保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り、診療情報提供料を算定できます。

また、精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関が、入院中の患者以外の患者について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、当該患者の同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で患者の紹介を行った場合は、精神科医連携加算が加算されます。

また、令和4年度診療報酬改定において精神科又は心療内科への紹介が必要であると認められる患者に対して、かかりつけ医等が当該診療科と連携して指導等を実施した場合の評価であるところの連携診療料を新設しているところです。

【生越構成員】

学校の先生の校医さんが、児童生徒の自殺予防において、あまりその校医というのは出てこないのです。せっかく、もちろんある種、定期健診であるとかそういう役割をされている、基本的にはされているというのは理解しているのですが、今ある、学校に一番身近な医師免許を持った方が校医の方々である以上は、その校医の方々を子供の自殺予防にどのように活用していくのかということは、何かその仕組みがあるのかということをお教えいただきたいと思えます。

具体的にその校医の権限をどういふふう強化していくかとか、校医を活用するようなお考えは今のところはないということなのですか。

子ども家庭局母子保健課

文科省とも必要に応じて確認しまして検討させていただきたいと思えます。

椿座長

省間にまたがることだと思えますので、ぜひこれにつきましても後日、御回答いただければと思えます。

（答）【担当：文科省】

文部科学省が作成した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」において、学校医には、健康診断結果をもとにした子どもの心身の状況に対する全体的把握、心身の不調を訴える子ども理解についての教員等への助言や情報提供、心の健康相談、養護教諭と連携した健康教育活動への積極的な参加等の役割が求められていること等についてお示ししており、文部科学省としては、引き続き、学校医がこうした役割を果たしながら、全教職員が組織的に自殺予防を進めていくことが重要であると考えています。